

6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項

【クラス編成】

申込みにあたっては、お子さんの生年月日により下表のクラス編成にて該当するクラスをご確認のうえ、そのクラスがある認可保育施設(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)への申込みをしてください。

※クラス編成は4月から翌年3月まで同じです。途中で年齢が上がっても、所属するクラスは変わりません。

<令和3年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成27(2015)年4月2日	～	平成28(2016)年4月1日
4歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
3歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
2歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
1歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
0歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

<令和4年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
4歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
3歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
2歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
1歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	令和3(2021)年4月1日	
0歳児クラス	令和3(2021)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

【受入月齢について】

認可保育施設ごとに、受入月齢が決められています(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)。生後57日目での入園の場合を除き、入園希望月の1日に受入月齢に達しないお子さんは利用調整の対象になりません。利用申込みにあたっては、お子さんの生年月日により、利用申込み月に受入月齢に達する保育施設に申込みをしてください。

例:受入月齢が「6ヶ月以上」の保育施設の場合、4月入園の申込みができるのは、その前年の10月1日までに生まれたお子さんとなります。

【生後6ヶ月未満のお子さんの申込み】

- 生後57日(誕生日の翌日から起算して57日)を迎える月から利用申込みができます。
- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。その翌月以降は、毎月1日が入園日となります。
- 57日目での入園を希望する場合の締切日も、通常の入園希望月の締切日と同じです。
- 生後57日からの入園を希望する場合、57日からの受入を行っている保育施設に申込みをしてください。
- 月齢の低いお子さんの延長保育時間や慣らし保育の進め方などが保育施設によって異なりますので、希望する保育施設にご確認ください。なお、公立保育園は、生後6ヶ月未満児の延長保育を実施していません。

【保育施設の希望について】

●申込みの前に、お子さんと一緒に希望する保育施設を見学してください(事前連絡必要)。

私立の認可保育施設(認定こども園、小規模保育事業所を含む)は、保育方針、受入月齢、開園時間、保育短時間の時間帯、食物アレルギーの対応、園庭の有無等の違いがあります。0歳児クラスの保育時間に制限を設けている場合もあります。また、園服等の諸費用がかかる場合や、土曜日にお弁当持参の場合等がありますので、事前に見学をして希望保育施設を決めていただくことをお勧めします(P61「よい保育施設の選び方 10か条」をご参照ください)。申込みにあたって見学が必須の保育施設もあります(P54～認可保育施設一覧の備考欄をご参照ください)。

●希望保育施設の数に制限はありませんが、送迎が難しい等の理由で内定を辞退することのないよう、通勤経路や時間、誰が送り迎えをするかなどを考えて希望保育施設を決めてください。

※内定を辞退すると、その後の利用調整において不利になります(P24をご参照ください)。

●車での送迎をお考えの方は、事前に保育施設にご確認ください。公立保育園に駐車場はありません。

●申込み前に、保育施設の情報(新しい認可保育施設の開設等)、希望保育施設の募集人数、手続等に関する最新情報を、窓口や市公式 Web サイトにてご確認ください。

また、新しい保育施設の開設についての情報を LINE でお知らせしますので、右の QR コードを読み取り、市公式 LINE アカウントの友だち登録をしたうえで、次のとおり設定してください。



【子育て→その他お知らせ→未就学のお子様の登録】

●希望の保育施設を変更する場合は、各月締切日までに「希望園変更届」を提出、もしくは締切日の窓口受付終了時間までにスマートフォンや PC から申請してください。郵送の場合は締切日必着となります。

スマートフォンや PC から申請する場合、右の QR コードを読み取るか、市公式 Web サイト(下記 URL)から kintone にてご申請ください。 <https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/henko.html>
市公式 LINE アカウントの「オンライン申請」からも希望園変更申請画面にアクセスできます。



【食物アレルギー・宗教等の食事制限】

認可保育施設では、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対して、可能な範囲でアレルギーの原因となる食品を取り除いた除去食を行っていますが、対応が難しい場合はお弁当やおやつ持参が必要となります。

宗教等の理由からの食事制限を希望するお子さんについては、公立保育園では基本的に対応していません。私立の保育施設の対応は施設により異なります。

食事制限を希望するお子さんは、希望する保育施設の対応について、見学の際にご確認ください。

【病気や障がいがあるお子さん、発達に心配があるお子さんの申込み】

病気や障がいがあるなど、お子さんの心身の状態等から保育施設に預けることについて心配なことがある場合、お子さんの発達がゆっくりと思われるなどお子さんの発達について心配なことがある場合は、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。

●利用調整に先立ち、次のような方法でお子さんの状態を確認させていただきます。

- ・利用申込み時又は後日、お子さんと一緒にこども施設入園課の窓口にお越しいただき、看護師による面談をさせていただきます。
- ・かかりつけの医師からの診断書や意見書の提出をお願いする場合があります。
- ・発達に関する専門機関からの聞き取りをする場合があります。
- ・お子さんが集団生活に適應できるかどうか、適應できる場合にはどのような支援が必要かを確認するため、公立保育園での観察保育をお願いすることがあります。

●利用調整において病気や障がい等が不利になることはありませんが、保育施設の受け入れ態勢が整うまで入園をお待ちいただく場合があります。

●病気や障がい等について事前のご連絡や利用申込書への記載がなく、入園内定後に判明した場合、内定を取り消すことがあります。

●利用申込みにあたっては、入園を希望する保育施設をお子さんと一緒に必ずご見学いただき、お子さんの状況についてお伝えいただくことをお勧めします。

●専門的な療育を必要とされるお子さんについては、専門機関(こども発達センターなど)にご相談ください。

【育児休業からの復職】

- 育児休業の対象であるお子さんの入園月の翌月10日までに復職することを条件に申込みができます。
※入園月の翌月10日が土日祝日の場合でも、10日までの復職が必須です。
※復職とは同じ職場に同じ労働条件(労働契約上)で復職することとしています。(育児短時間勤務制度を利用して、労働契約上の就労時間より短い時間で復職することは可能です。) 同じ職場でも労働契約上の日数・時間が短くなる場合や、退職又は転職する場合は、利用調整の点数が復職の場合とは異なります。復職で申込みをした方が復職しない場合、内定取り消しとなることがあります。
※産後休暇からの復職は、生後57日目となります。
- 復職予定日より早く入園した場合は、育児休業を切り上げて復職していただくこととなりますので、申込みにあたっては、復職時期を早めることについて調整してください。

【妊娠・出産での申込み】

- 保育の必要な事由が「妊娠・出産」の場合、認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月間(合計5ヶ月間)です。
- ※出産月が予定と異なる場合も、保育施設を利用できる期間は変わりません。
 - ※出産予定月の翌々月末日で退園となります。

【兄弟姉妹がいる場合、又は申込み中に次のお子さんの出産予定がある場合】

- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の状況により、利用調整において基準点が変わる場合や、調整指数(加点又は減点)が適用される場合があります。詳細は、P25～27「利用調整における基準指数及び調整指数」をご参照ください。ご不明な点がございましたら、こども施設入園課までお問い合わせください。
- ・入園を希望する認可保育施設(小規模保育とその連携施設を含む)を兄弟姉妹が利用している場合や、双子以上の申込み、未就学児が3人以上いる世帯では加点があります。
 - ・兄弟姉妹(未就学児、生後57日以降)がどこの保育施設にも在籍せず、保育施設の申込みをしない場合には減点があります。
 - ・次のお子さんの産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合は、基準点は就労内定と同じ扱いとなり(就労点から2点を控除)、復職予定の調整指数を加点しません。

【その他の注意事項】

- 入園希望の保育施設で募集がなければ入園することはできません。募集がある場合でも、募集人数より希望者数が多い場合は、先着順ではなく基準指数と調整指数の合計指数により決定します。なお、保育施設の状況により、定員に達していなくても受け入れをしない場合があります。
- 提出書類の不足や記入漏れなど申込み書類に不備がある場合、利用調整の対象とならない場合や、利用調整において不利になる場合があります。必要書類をご確認のうえ、日数に余裕をもってお申込みください。
- 申込みの内容と事実が異なる場合、入園の内定・決定を取り消すことがあります。
- 電話、訪問により申込み内容、ご家庭の状況等の調査をする場合があります。
- 申込みをするお子さんの兄弟姉妹の利用者負担額の未納がある場合は、利用調整において不利になります(P27 参照)。必ずご相談ください。
- 集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由では申込みできません。
- 幼稚園に在園しているお子さんは、認可保育施設に入園することはできません。
(入園の申込みはできます。入園が決まった場合は、幼稚園を退園することになります。)
- ボランティア活動を理由とする保育施設の入園は認めていません。